

≪阿南市在宅医療・介護連携支援センター事業≫ 介護サービス事業所部会 【報告書】			
サービス種別	訪問介護事業所部会		
開催日時	令和6年9月6日(金) 13:00~14:30	開催場所	阿南市役所204号室
部会代表者	松下	報告者	松下
議題	①BCP策定状況や強化すべき点について ②特定事業所加算の算定状況や算定基準について ③看取り対応のマニュアル作成や研修状況について ④訪問介護計画書や手順書の活用状況について ⑤運営指導における課題について ⑥はつらつサービス従事者における研修について		

議題①	
検討した項目	①BCP策定状況や強化すべき点について ②特定事業所加算の算定状況や算定基準について ③看取り対応のマニュアル作成や研修状況について ④訪問介護計画書や手順書の活用状況について ⑤運営指導における課題について
検討内容	①BCPは各事業所とも策定している(災害・感染)が、訪問介護として具体的なものではない。実際、家屋の倒壊やライフラインの遮断、交通状況を考えて復旧にどれくらい期間を要するのか等、事業所でBCPを作成する前に県や市の方針を知っておきたい。地域共生推進課や危機管理課の協力も必要。 ②特定Ⅰは3事業所。特定Ⅱは6事業所。算定していないは、4事業所。算定事業所については、2事業所が算定要件を満たしているか不安があると回答。 ③看取りについては5事業所で対応しているが、6事業所がマニュアルや研修等を行えている。ACP研修等に参加して知識向上も図る。 ④手順書については、個々の細かい要望等を入力しておくとならヘルパーが同行する際に分かりやすくスムーズに引継ぎができる。(手順書が無くても指摘を受けていないが同様の内容を計画書に入力して活用する) ⑤運営指導について、同じ要件について前回に指摘された内容と違うことを言われることもあったが、根拠を持って説明できるようにする。 また、2人介助や同居家族のある利用等の書類の整備を行い、適切な運営を行う。
結論	①県や市の基本指針を受けて策定した方がより現実的な物になる。また、BCPのひな型があればその内容に沿って各事業所がある程度統一した物を作成できると考えられる。独居や認知症、各利用者の病状や生活状況に応じて作成する必要がある。 ③特定Ⅰを算定するに当たり医師の指示書やサマリー、ケアマネの計画書等に「ターミナル」と記載あればマニュアルや研修は必要だが、特定Ⅱの事業所も算定可能になると考えられる。 ④手順書が無くても指摘を受けていない。手順書の代わりに計画書に細かく記載し、使用。 ⑤ケアマネからの計画に2人介助や同居家族の内容、また、許可証があるか確認していなければ要請し保管。
残された課題	①市の基本指針を受けてのBCP作成。計画書や緊急時連絡カードに避難場所等を記入し、家族にも意識してもらう。 ②特定事業所加算を算定していない事業所は、算定できるよう体制の構築と介護保険制度の知識向上を行う。 ④手順書については次回、各施設が持ち寄り手順書の情報交換を行う。
備考	

議題②	⑥はつらつサービス従事者の研修について
検討した項目	はつらつサービスを提供する従事者研修について
検討内容	現在、阿南市で年1回の研修会をしているが参加者が2名ぐらいで少ない。事業所で研修を行い、市の方で問題なければ終了証を発行との選択肢を考えているが、事業所に対応は可能か。
結論	事業所で研修をすることは、即座に対応できるのでよいが、講師、カリキュラムの時間をどうするかが課題である。併設事業所は母体施設と連携して行えるが、訪問介護単体では人的にも難しい。他事業所が開催する研修に参加してもよいが、他事業所へ就職しないか不安であるので、とりあえずは各事業所に対応するのが望ましいとの結論となる。
残された課題	研修カリキュラムに対応する職員の育成。
備考	

【会議風景写真】

